

電算労コンピュータ関連労働組合

関西地区 IT 支部規約

2013年12月8日制定、施行

2018年9月22日改定、施行

関西 IT 支部 規約

第 1 章 総則

第 1 条 この規約は、電算労コンピュータ関連労働組合(本部)規約 36 条により定める。

第 2 条 この支部は、電算労コンピュータ関連労働組合関西地区 IT 支部と称する。ただし、通称を関西 IT 支部とする。

第 3 条 この支部の事務所は、大阪市淀川区西中島 3 丁目 16 番 17 号 丸善西中島ビル 4 階 2 号室に置く。

第 4 条 この支部は本部規約第 10 条に基づき設置され、コンピュータ関連労働者（いわゆるプログラマーで代表されるソフトウェア技術者を中心とする）で組織する職能支部である。

支部は民主主義にもとづく運営によって、健全な情報化社会の発展と組合員の社会的経済的地位の向上をめざす。この目的達成のために、次の活動を行う。

- 1 組合員の労働条件の改善ならびに地位の向上
- 2 組合員・家族の交流、福利厚生
- 3 コンピュータ技術をめぐる諸問題についての調査・研究
- 4 コンピュータ技術の習得、教育
- 5 ユニオン活動についての学習と宣伝
- 6 組合員の拡大
- 7 社会貢献
- 8 国際交流
- 9 関連する他の団体との協力
- 10 その他目的達成に必要なこと

第 2 章 組織範囲と加入手続

第 5 条 この支部は、支部の規約を認め、関西地区に居住するコンピュータ関連労働者（退職者、入職志望者含む）で組織する。ただし、使用者もしくは使用者の利益を代表するものは組合員になることができない。

第 6 条 この支部に加入しようとする者は本部宛て加入申込書に支部委員会所定の添付書類と当月の組合費を添えて届出なければならない。

加入の可否は本部規約第 13 条による本部からの委任に基づき支部委員会で決定する。

第 3 章 機関

第 7 条 この支部に次の機関を置く。

支部機関 ①支部総会 ②支部委員会

第 8 条 支部機関については、本部規約第 33 条から、第 35 条に定めるとおりである。

第 9 条 本部規約第 42 条に基づき、この支部に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| ① 支部委員長 | 1名 |
| ② 支部副委員長 | 若干名 |
| ③ 支部書記長 | 1名 |
| ④ 支部委員 | 若干名 |
| ⑤ 支部会計監査 | 2名 |

第10条 支部役員の職務、選出、任期については本部規約の第43条、第44条に基づく。

第4章 会計

第11条 この支部の組合費として本部上納分を含めた総額を次のとおり定める。

月額一律 1500 円

第2項

疾病などにより、収入がなく生活に困窮した支部組合員から申請があり、支部委員会が決定した場合、支部組合費の減免を認めることができる。支部組合費を減免できる期間は原則として1年以内とするが、支部委員会で決定すれば継続可能とする。支部組合費の減免はさかのぼって適用できるものとする。

支部組合費が減免された場合、以下の各号の権利は行使できない。

- 1 支部総会での議決権
- 2 支部役員の選挙、被選挙権
- 3 交流会などでの支部会計からの補助

第12条 この支部の会計年度は、毎年8月1日より翌年7月31日までとする。

第5章 脱退

第13条 脱退を希望するものは、脱退届を支部委員会を通じて本部に提出しなければならない。

第6章 除籍

第14条 組合員が支部の規約に著しく違反し、支部の利益を損ねる行為があった場合は、支部委員会にはかり除籍することがある。

第7章 その他

第15条 その他この規約に記載されていないことについては、本部規約に準じるものとする。

第8章

第16条 この支部の住所の変更については本部規約第60条を準用する。

第17条 この規約の改廃は支部総会で行う。

第18条 この規約は2013年12月8日から施行する。

- 1 この規約は2018年9月22日から施行する。